

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科国際乾燥地科学専攻履修規程

平成29年4月1日

鳥取大学持続社会創生科学研究科国際乾燥地科学専攻規則第4号

(趣旨)

第1条 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科国際乾燥地科学専攻（以下「本専攻」という。）における授業科目の履修及び研究指導等については、鳥取大学大学院学則（平成16年鳥取大学規則第56号。以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(担当教員)

第2条 授業科目の履修指導及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行うため、専攻長は、学生1人ごとに教育研究分野と3人の担当教員を定める。

2 担当教員のうち、1人を主担当教員とし、教育研究分野教員をもって充てる。

3 担当教員のうち、2人を副担当教員とし、このうち1人は、他専攻の教員であってもよいものとする。

4 担当教員のうち、2人以上は研究指導教員資格者でなければならない。

5 学修上又は研究指導上必要がある場合は、担当教員を変更することができる。

(研究指導)

第3条 研究指導の内容は、学生1人ごとに定めるものとする。

(授業科目及び履修方法)

第4条 本専攻の教育課程は、別表第1及び別表第2の教育課程表に示すとおりとする。

2 留学生のための乾燥地農学特別プログラムの教育課程は、別表第3の教育課程表に示すとおりとする。

第5条 教育課程表に定める必修単位を含めて、合計30単位以上を履修しなければならない。

2 他専攻で開設されている授業科目の履修を希望する場合は、主担当教員の承諾を得た後、当該副専攻長に願い出るものとする。

(履修手続き)

第6条 学生は、毎学期所定の期日までに履修しようとする授業科目を、所定の方法により登録しなければならない。

第7条 学生は、主担当教員の指導の下、毎年度所定の期日までに別紙様式1-1又は別紙様式1-2に定める指導計画書及び別紙様式1-3に定める指導報告書を専攻長に提出しなければならない。

(単位の認定)

第8条 授業科目の単位の認定については、別に定める本専攻の単位認定及び試験に関する内規に基づき行う。

(既修得単位の認定)

第9条 大学院学則第27条に規定する本専攻に入学した学生が入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位等の認定は、当該学生が所属する専攻においてあらかじめ審査のうえ、専攻運営会議が行う。

2 前項の規定により修得したものと認定された授業科目の単位数のうち、10単位を超えない範囲で第5条に定める課程修了の要件となる授業科目の単位数として認定することができる。

(学位論文の審査等)

第10条 本専攻の学位論文審査及び最終試験に関する取扱いは別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。